

2 丁		法務省		年 月 日	事 項	最 高 檢 察 廳	中 露 聲
昭和四四	一一	一三	東京地方檢察廳檢察官事務取扱を命ずる				
四六	八	一六	京都地方檢察廳檢事に配置換する				
四九	八	八	アメリカ合衆国、連合王国、デンマーク、スウェーデン、オランダ、西ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア及びフランスの各国へ出張を命ずる				
五〇	三	二四	出張期間は昭和四九年九月一〇日から同年一〇月一一日までとする 大阪地方檢察廳檢事に配置換する				
五四	三	二六	徳島地方檢察廳檢事に配置換する				
"	"		徳島地方檢察廳次席檢事を命ずる				
徳島区檢察廳檢事に併任する							

3 丁	法務省												中 露 聳
	年	月	日	事	項	法	務	省	年	月	日	法	
" "	昭和五四	三	二六	徳島区検察庁上席検察官を命ずる					五七	"	"	大阪地方検察庁検事に配置換する	
" "	五六	三	二五						五七	"	"	東京地方検察庁検事の併任を解除する	
" "	五七	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する					五七	"	"	徳島区検察庁検事の併任を解除する	
" "	五九	四	九	司法研修所教官に充てる					五九	"	"	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	
" "	五九	一	一	昭和五七年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する					五九	"	"	昭和五八年司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	
" "	五八	一	一九	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする					五八	"	"	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする	
" "	五八	一	一九	昭和五九年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する					五八	"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	
" "	五九	一	一七	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする					五九	"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	
" "	六〇	一	一	東京高等検察庁検事に配置換する					六〇	"	"	東京高等検察庁検事に併任する	
" "	六〇	一	一	併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする					六〇	"	"	併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする	
" "	六〇	一	一	大阪地方検察庁検事に配置換する					六〇	"	"	大阪地方検察庁検事に配置換する	
司法研修所教官に充てることを解く	大阪地方検察庁交通部長を命ずる								司法研修所教官に充てることを解く			司法研修所教官に充てることを解く	
最高裁判所	"	"	"						最高裁判所	"	"	最高裁判所	

4 丁	法務省										中 電 聾
	年	月	日	事	項	法	務	省	名		
	昭和六〇	四	一五	昭和六〇年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する							
	六一	一二	一	大阪地方検察庁特別捜査部長を命ずる							
	六三	九	一二	大阪地方検察庁交通部長を免する							
	六四	二	一	大阪高等検察庁検事に配置換する							
	六五	四	二	大阪高等検察庁公安部長を命ずる							
	七三	五	一	京都地方検察庁次席検事を命ずる							
	七四	五	一	京都地方検察庁検事に配置換する							
	七五	五	一	京都区検察庁次席検事を命ずる							
	八三	五	一	京都区検察庁検事に併任する							
	八四	五	一	京都区検察庁上席検察官を命ずる							
	八五	五	一	松山地方検察庁検事正に配置換する							
	九三	五	一	京都区検察庁検事の併任を解除する							
	九四	五	一	最高検察庁検事に配置換する							
	九五	五	一	京都地方検察庁検事正に配置換する							